国会事項

参議院

辞令

（委員部長）参議院参事　吉岡　拓
議事部長を命ずる
（庶務部長）同　郷原　悟
委員部長を命ずる
（警務部長）同　美濃部寿彦
庶務部長を命ずる
（庶務部副部長）同　秋谷　薫司
警務部長を命ずる
庶務部人事課長事務取扱を解く
（委員部副部長）同　星　明
庶務部副部長を命ずる
庶務部人事課長事務取扱を命ずる
委員部調整課長事務取扱を解く
（第三特別調査室首席調査員）
同　筒井　隆志
参議院常任委員会調査員に任ずる
企画調整室勤務を命ずる
企画調整室調査情報担当室長を命ずる
（委員部第五課長）同　金澤　真志
議事部議案課長を命ずる
（委員部第一課長）同　笹嶋　正
議事部請願課長を命ずる
（庶務部広報課長）同　木下　博文
委員部調整課長を命ずる
（委員部第三課長）同　林　浩之
委員部第一課長を命ずる
（議事部議案課長）同　青木勢津子
委員部第二課長を命ずる
参議院法制局参事　宮崎　一徳
参議院参事に任ずる
委員部第五課長を命ずる
（委員部第二課長）参議院参事　酒井　康丞
委員部第八課長を命ずる
（委員部議院運営課調整主幹）
同　小林　史武
委員部第三課長を命ずる
（厚生労働委員会調査室次席調査員）参議院常任委員会調査員　山口　秀樹
参議院参事に任ずる
委員部第六課長を命ずる
（委員部第一課調整主幹）参議院参事　金子　真実
庶務部広報課長を命ずる
（委員部第六課長）同　小野　哲
第三特別調査室勤務を命ずる
第三特別調査室首席調査員を命ずる
（管理部管理課議員会館監理室長）同　小嶋　敏之
庶務部文書課勤務を命ずる
庶務部文書課資料調査主幹を命ずる
（管理部管理課業務室長）同　原木　孝夫
管理部管理課議員会館監理室長を命ずる
参議院参事　徳永　芳照
管理部管理課業務室長を命ずる
同　有安　洋樹
国際部国際交流課国際企画室長を命ずる
（外交防衛委員会調査室次席調査員）参議院常任委員会調査員　倉田　保雄
厚生労働委員会調査室勤務を命ずる
厚生労働委員会調査室次席調査員を命ずる
参議院参事　中西　渉
参議院常任委員会調査員に任ずる
企画調整室勤務を命ずる
企画調整室次席調査員を命ずる
兼ねて参議院参事に任ずる
調査員を命ずる
第一特別調査室勤務を命ずる
参議院常任委員会調査員　中内　康夫
外交防衛委員会調査室次席調査員を命ずる
同　金子　和裕
環境委員会調査室次席調査員を命ずる
（議事部副部長）参議院参事　門倉　裕
議事部請願課長事務取扱を解く
（憲法審査会事務局総務課長）
同　大蔵　誠
委員部第八課長兼務を解く
（国際部国際交流課国際企画室長）同　小松　康志
参議院法制局く出向を命ずる（以上九月九日）

（議事部長）参議院参事　東海林壽秀
願により平成二十三年九月八日限り参事を免ずる
（九月八日）

参議院法制局

辞令

（第二部第二課長）参議院法制局参事　川口　啓
第一部第二課長を命ずる
（国際部国際交流課国際企画室長）参議院参事　小松　康志
参議院法制局参事に任ずる
第二部第二課長を命ずる
（第四部第二課長）参議院法制局参事　武蔵　誠憲
第三部第二課長を命ずる
（第一部第二課長）同　小野寺　理
第四部第二課長を命ずる
（第三部第二課長）同　宮崎　一徳
参議院事務局へ出向を命ずる（以上九月九日）

裁判官弾劾裁判所

裁判長の職務代行

九月七日裁判長牧野聖修裁判員辞職により、当裁判所の裁判長が欠けたので、裁判官弾劾法第十七条第二項の規定により、次の裁判員が、臨時に裁判長の職務を行うことになった。

今野　東

人事異動

警察庁

（警察庁長官官房総務課長）警視監　山下　史雄
辞職を承認する（内閣に）
内閣総理大臣秘書官　桝田　好一
警視監に任命する
警察庁長官官房総務課長を命ずる（以上九月二日）
（東京高等検察庁）検事　森本　和明
警察庁事務官に兼ねて任命する
警察庁刑事局犯罪鑑識官を命ずる
（関東管区警察局総務部長）警視監　永野　賢治
警察庁交通局交通企画課交通総合研究官を命ずる
（九州管区警察局広域調整部長）警視長　池田　正
防衛省に出向させる
（警察庁刑事局犯罪鑑識官）同　相浦　勇二
警察大学校刑事教養部長を命ずる
（近畿管区警察局総務監察部長）警視監　柴田　健
関東管区警察局総務部長を命ずる
（警察大学校刑事教養部長）警視長　門田　渉
近畿管区警察局総務監察部長を命ずる
（防衛省人事教育局給与課長）防衛書記官　本橋　克広
警視長に任命する
九州管区警察局広域調整部長を命ずる（以上九月五日）

財務省

（大臣官房付兼主計局主計企画官）財務事務官　土谷　晃浩
主計局主計企画官を命ずる
主計局主計企画官兼務を免ずる（九月二日）

最高裁判所

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　坂倉　充信
大阪家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（九月六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月八日マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の独立記念日につき、同月七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の12第2項第1号の規定に基づく登録認定機関の認定に関する業務の停止命令に係る公示

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第17条の12第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり登録認定機関に対し処分を行ったので、法第17条の12第6項の規定に基づき、公示する。

平成23年9月9日

農林水産大臣　鹿野　道彦